割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年１月22日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社大分友の会	大分県大分市大字宮崎729番地の１	友第8036号	平成27年12月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年１月22日　　九州経済産業局長　岸本　吉生

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年３月22日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年３月22日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社大分友の会	大分県大分市大字宮崎729番地の１	平成27年12月31日

記

あて先　〒812―8546　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号
九州経済産業局産業部消費経済課
電話　092―482―5460

様式

申　　出　　書

九州経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

公　　示　　送　　達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
北海道苫小牧市字植苗142―７	株式会社北海道レンタカー	商願2014―004493	拒絶査定の謄本
石川県小松市園町ホ93―１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼　健太郎	商願2014―091362 商願2015―029681	〃 〃
福岡県うきは市吉井町671―１―303	平井　謙丞	商願2015―016708	〃
東京都渋谷区代々木２―33―１　ライフロックスアイル204	KMgeneral合同会社	商願2015―050845	拒絶理由通知書
英領バージン諸島トートラ，ロード・タウン，ピーオーボックス3159	サウンド・ソリューションズ・インターナショナル・リミテッド	取消2013―300928	審決書謄本
ドイツ連邦共和国，ニーデルンハルデー74676，バッハヴィーゼンシュトラーセ　６	ヘリオスーメステヒニクゲゼルシャフト　ミットベシュレンクテル　ハフツング　ウント　コンパニー　コマンディトゲゼルシャフト	取消2014―300619	審判請求書副本
シンガポール国ビーチ・ロード100番ショウ・タワーズ15―09	ホテル・ダイナミクス・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッド	取消2015―300081	審決書謄本
東京都渋谷区広尾５丁目14―１	株式会社イーデスソリューション	取消2015―300261	審判請求書副本
台湾台北市港▲ちゃん▼路200號４樓	慶盟工業股▲ふん▼有限公司	取消2015―300631	〃
東京都千代田区丸の内１丁目６番６号日本生命丸の内ビル22階	増田　優子	異議2015―700017	手続補正指令書（方式）
埼玉県春日部市米島719―４	崔　　仁煥	異議2015―900180	異議決定書謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成28年１月22日　　特許庁長官